

平成 31 年度つくば市低炭素ガイドラインに基づく認定補助金交付要項

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条 この要項は、つくば市低炭素ガイドラインに基づく認定補助金（以下単に「補助金」という。）の交付について、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和 62 年つくば市規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付の目的）

第 2 条 補助金は、つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）で定める建物のうち、戸建住宅として認定された建物の建築又は購入を補助すること、及び次に定める戸建以外建物の建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に係る評価の受審を補助することにより、ガイドラインで定める基準を満たす建物の建築を促進することで温室効果ガス排出量の削減を図り、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的として交付するものである。

（定義）

第 3 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。その他、当該各号に定めるもの以外で、この要項で使用する用語はガイドライン及びつくば市低炭素ガイドラインに基づく戸建住宅認定要項（以下「戸建認定要項」という。）及びつくば市低炭素ガイドラインに基づく戸建住宅以外の建物認定要項（以下「戸建以外認定要項」という。）で使用する用語の例による。

(1) 新築建て売り住宅 建て売り事業者が建築確認を受け、当該建設工事の完了後に販売する住宅で、当該建設工事の完了の日から起算して 1 年を経過していないものをいう。

(2) 戸建以外建物 ガイドラインで定める集合住宅、非住宅及び複合建築物の総

称をいう。

(補助金の交付)

第4条 戸建住宅に係る補助金は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者が戸建住宅を建築し、又は新築建て売り住宅として購入する場合に、予算の範囲内で交付することができる。

(1) つくば市内において住宅を新築し、又は新築建て売り住宅を購入する者であつて、それぞれの当該行為が完了する日から起算して6月以内に、当該住宅の所在地を住所地として転居又は転入を予定する者(以下「市内居住予定者」という。)であること。

(2) 当該住宅が戸建認定要項に基づき、つくば SMILe ハウスレベル2 又はレベル3に認定される住宅であること。

(3) 当該住宅が次に掲げる要件のいずれにも該当するホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) を設置すること。

ア 未使用品(新品)であること。

イ 1台を限度とすること。

ウ リースでないこと。

(4) 次のア及びイに掲げる機器の区分に応じ、当該ア及びイに定める期間、過去につくば市からクリーンエネルギー機器設置事業補助金の交付を受けていないこと。

ア 太陽光発電システム、蓄電池及びホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) 10年

イ 燃料電池、太陽熱温水器、太陽熱利用給湯器 5年

(5) 当該住宅を、自らが生活の主たる拠点としていること。

2 戸建以外建物に係る補助金は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者が戸建以外建物を所有し、購入し、又は建築する場合、当該建物の BELS 評価の受審に

ついて、予算の範囲内で交付することができる。

- (1) 市内に戸建以外建物を所有し、購入し、又は建築すること。
- (2) 当該戸建以外建物について、過去5年、つくば市から同様の補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第5条 交付する補助金の額は、別表第1に定めるところによる。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、戸建住宅に係る補助金にあつては様式第1号とし、戸建以外建物に係る補助金にあつては様式第2号とする。

2 規則第4条第1項の所定の期日は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 戸建住宅に係る補助金 補助金の交付を受けようとする年度の3月15日までの日であつて、かつ、当該認定住宅建築工事の着工日(新築建て売り住宅の場合は、当該認定住宅の引渡しの日)又は代金の支払い日のいずれか早い日の14日前の日」

(2) 戸建以外建物に係る補助金 補助金の交付を受けようとする年度の2月15日までの日であつて、かつ、当該戸建以外建物のBELS評価申請日又は代金の支払い日のいずれか早い日の14日前の日」

3 規則第4条第2項第5号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 戸建住宅に係る補助金 次に掲げる書類

ア 工事請負契約書、売買契約書その他の当該住宅の新築工事又は購入の事実が確認できる書類の写し

イ 当該住宅の金額の内訳が確認できる見積書等の写し

ウ 当該住宅の新築又は購入予定場所の現況写真

エ 当該住宅の新築又は購入予定場所を示す地図

オ 当該住宅に係る住宅所有者の同意書(住宅所有者と申請者が異なる場合に限る。)

カ その他市長が補助金の交付決定に際し必要と認める書類

(2) 戸建以外建物に係る補助金 次に掲げる書類

ア 建築確認済証の写し

イ BELS 評価申請料が確認できる見積書等の写し

ウ 当該戸建以外建物の現況写真

エ 当該戸建以外建物の場所を示す地図

オ 当該戸建以外建物に係る建築物所有者の同意書(建築物所有者と申請者が異なる場合に限る。)

(補助金の交付の決定)

第7条 規則第7条の通知書の様式は、戸建住宅に係る補助金にあつては様式第3号とし、戸建以外建物に係る補助金にあつては様式第4号とする。

(申請内容の変更)

第8条 規則第12条の2に規定する申請書の様式は、様式第5号とする。

2 規則第12条の2の承認をしたときは、当該申請をした者に様式第6号により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第7号とする。

2 規則第13条第1項の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 戸建住宅に係る補助金 次に掲げる書類

ア 当該住宅のつくば SMILe ハウス認定証の写し

イ 当該住宅の領収書及び内訳書の写し

ウ 当該住宅に設置するホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) の製

造番号が確認できる保証書等の写し

エ 当該住宅に設置するホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）の購入等が確認できる写真

オ 補助金の交付申請をした際の居住予定地に転居し、又は転入した事実を確認できる書類の写し（補助金の交付決定を受けた際、市内居住予定者であった者に限る。）

カ 電気自動車充電設備又はビークルトゥホーム（V2H）の写真及び保証書の写し（つくば SMILe ハウス レベル3 の選択項目で選択した場合に限る。）

キ LCCM 住宅、CASBEE 戸建又は長期優良住宅の認定証の写し（つくば SMILe ハウス レベル3 の選択項目で選択した場合に限る。）

ク 県産材を使用したことがわかる設計図書の写し（つくば SMILe ハウス レベル3 の選択項目で選択した場合に限る。）

ケ その他市長が補助金の交付額の確定に際し必要と認める書類

(2) 戸建以外建物に係る補助金 次に掲げる書類

ア BELS 評価申請料の領収書の写し

イ 当該戸建以外建物のつくば SMILe マンション認定証又はつくば SMILe ビル認定証の写し

(補助金交付額の確定)

第 10 条 規則第 14 条の通知書の様式は、戸建住宅に係る補助金にあつては様式第 8 号とし、戸建以外建物に係る補助金にあつては様式第 9 号とする。

(補助金の請求)

第 11 条 規則第 15 条の 2 第 2 項に規定する請求は、様式第 10 号により行うものとする。

(決定の取消し)

第 12 条 規則第 16 条第 4 項において準用する規則第 7 条の規定による補助金交付決定の取消しの通知は、様式第 11 号により行うものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の返還を命じる場合は、様式第 12 号により行うものとする。

(財産処分の制限等)

第 14 条 規則第 20 条ただし書に規定する市長が定める期間は、別表第 2 に定めるとおりとする。

2 規則第 20 条ただし書の規定による市長の承認を受けようとする者は、様式第 13 号による申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、様式第 14 号により通知するものとする。

附 則

この要項は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条、第 5 条関係）

区分		補助金額
戸建	つくば SMILe ハウスレベル 2	350,000 円
住宅	つくば SMILe ハウスレベル 3	450,000 円
戸建以外建物		BELS 評価申請料（税抜）の 2 分の 1 の額。ただし、150,000 円を限度とする。

別表第 2（第 14 条関係）

区分	期間
つくば SMILe ハウスレベル 2 及びつくば SMILe ハウスレベル 3	10 年
戸建以外建物	5 年